

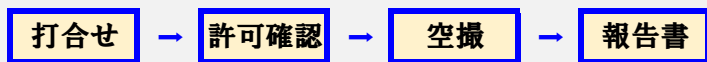
ドローン(無人航空機)空撮調査



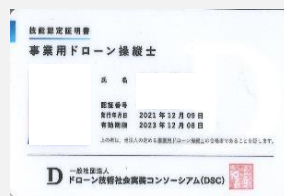
当社はドローンの独自飛行マニュアルで「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」を取得。
現在規制の多い飛行を“安心・安全”な空撮で日本全国のドローン空撮調査を実施致します。

○ドローン空撮による構造の現況・状況確認

建造物の状態を写真・映像データとして記録する
ので特定箇所を詳細にご提示できます。



許可・承認書



事業用ドローン操縦士

○外壁の浮きや剥離の赤外線調査

国土交通省住宅局建築指導課監修の「特殊建築物等定期調査業務基準」に基づき、全面打診等の
調査手法として赤外線カメラによる診断が認められています。

「ドローンによる赤外線調査」も当社では赤外線建物診断技能師と事業用ドローン操縦士が実施
を致します。



MATRICE 300 RTK

飛行時間50分のハイスペック機体。
外壁・測量などの広範囲の運用が可能。
赤外線搭載カメラを取り付け
あらゆる現場で活躍します。



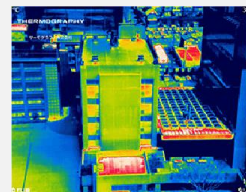
Phantom 4 Pro

安定した機体でマルチな運用ができる機体。
ATTIモード搭載でGPSを切った飛行で
接近した撮影が可能です。
主に外壁点検等に使用します。



Mavic 2 Zoom

光学2倍ズームレンズ搭載(デジタルズーム合計最大4倍)
ハンドリリーズ、ハンドキャッチが出来ることで
離着陸スペースが狭い場所でも運用可能。
主に屋根点検に使用します。



赤外線建物診断技能師 認定証



赤外線建物診断技能師

ドローン空撮のご相談は当社までご相談ください

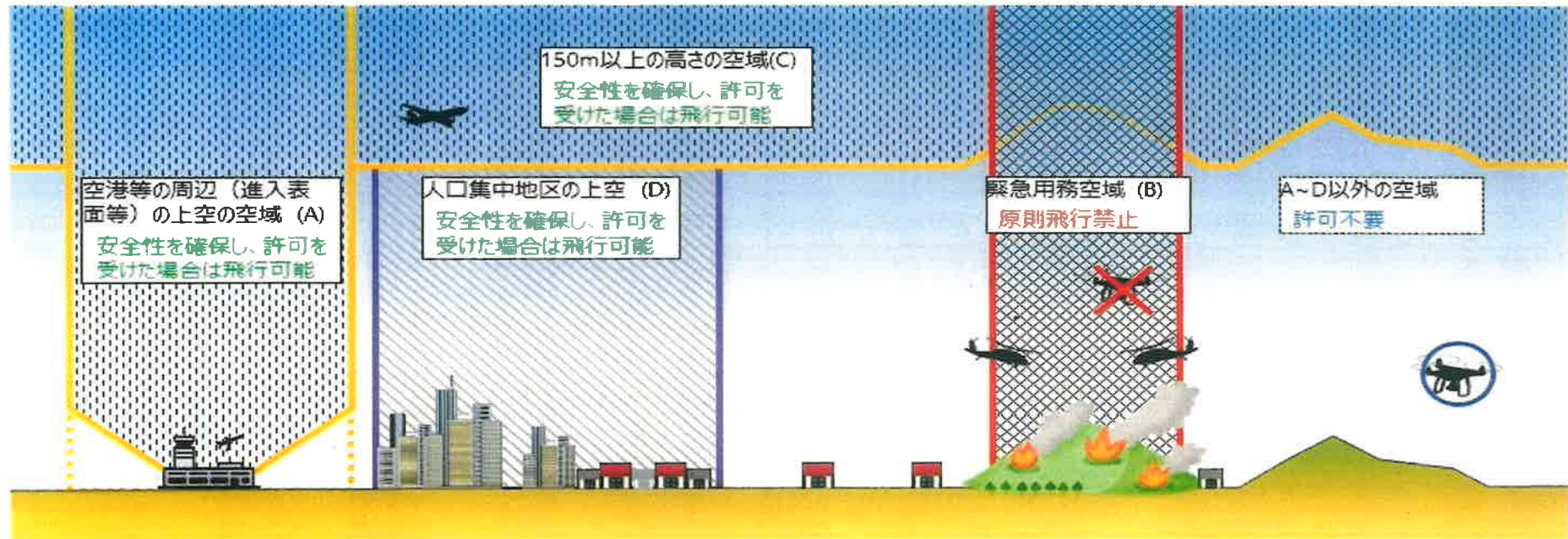


ソニック株式会社
〒241-0805
神奈川県横浜市旭区都岡町16-32 SONICビル
TEL 045-953-1022 FAX 045-953-8868



・ドローンの飛行のルール・

申請が必要な空域



(A) (B) (C) … 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域（法132条第1項第1号）

(D) … 人または家屋の密集している地域の上空（法132条第1項第2号）

※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区（DID）上空の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。（令和3年6月1日施行）

・ドローンの飛行ルール・

航空法（200g以上と未満の比較）

200g以上（無人航空機）

- A 空港等の周辺の上空の空域
- B 緊急用務空域
- C 150m以上の高さの空域
- D 人口集中地区の上空

- ・ 夜間飛行
- ・ 目視外飛行
- ・ 30m未満の飛行
- ・ イベント上空飛行
- ・ 危険物輸送
- ・ 物件投下

200g未満（模型航空機）

- A 空港等の周辺の上空の空域
- B 緊急用務空域
- C 150m以上の高さの空域

許可

承認



今後、100g未満に変更予定

・ドローンの飛行ルール・

申請が必要な空域、飛行方法まとめ

航空法第132条第1項目で禁止 飛行空域

A. 空港等の周辺の上空の空域

B. 緊急用務空域

C. 150m以上の高さの空域

D. 人口集中地区 (DID)の上空

許可



航空法第132条の2で禁止 飛行方法

第5号

第6号

第7号

第8号

第9号

第10号

I 夜間飛行

II 目視外
飛行

III 30m未満
の飛行

IV イベント
上空の飛行

V 危険物
輸送

VI 物件投下

承認

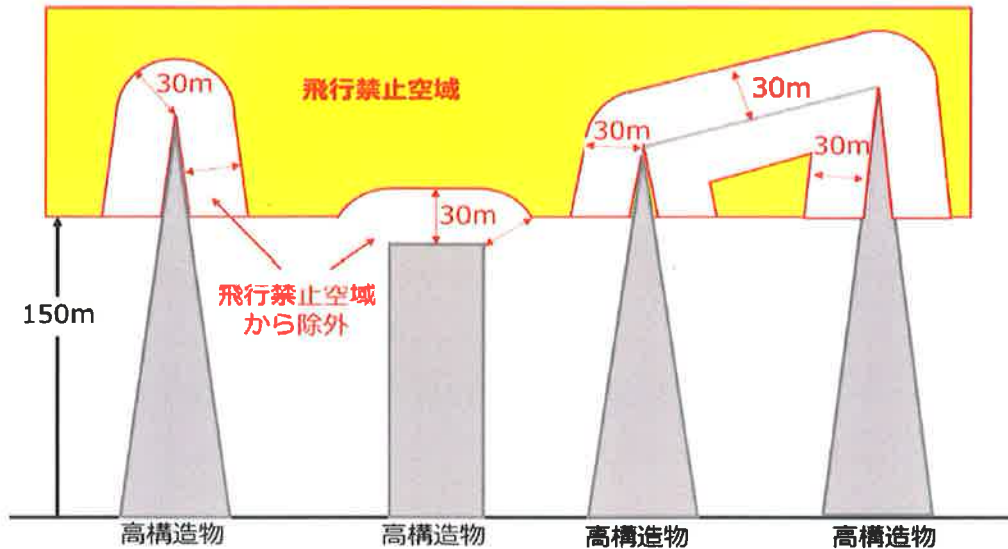


国土交通省への申請が必要となる

◆飛行禁止空域の除外並びに不要になる許可・承認

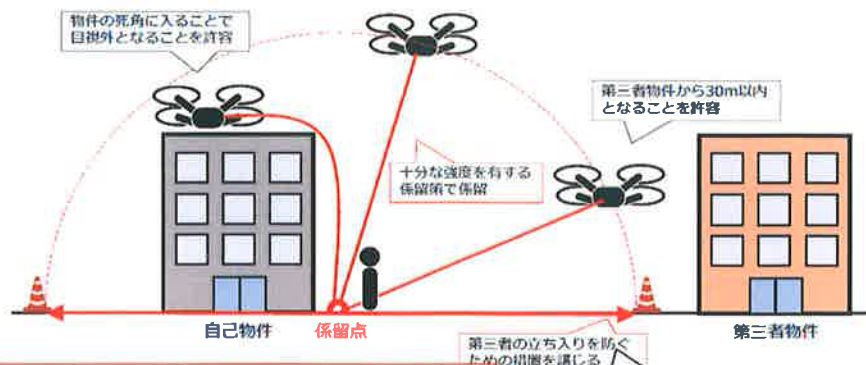
以下については、「飛行の禁止空域」及び「承認が必要となる飛行方法」について適用されません。

- 地表又は水面から 150m以上の空域であっても、物件から 30m以内の空域については、飛行禁止空域から除外されます。



※空港等の周辺の空域及び緊急用務空域については、物件から 30m 以内であっても引き続き許可が必要です。また、人口集中地区にかかるようであれば、当該手続きも必要です。

- 十分な強度を有する紐等（30m以内）で係留した飛行で、飛行可能な範囲内への第三者の立入管理等の措置を行えば一部の許可・承認が不要になります。



許可承認不要：DID における飛行、夜間飛行、目視外飛行、第三者から 30m 以内の飛行及び物件投下

許可承認必要：空港等周辺、緊急用務空域、150m 以上上空の飛行、イベント上空での飛行及び危険物輸送

・関係者以外の立ち入りを制限する旨の看板、コーン等による表示
・補助者による監視及び口頭警告等